

7月1日(土)から 証明書のコンビニ交付 がスタート!



市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157
企画課デジタル推進係 ☎0824-73-1148

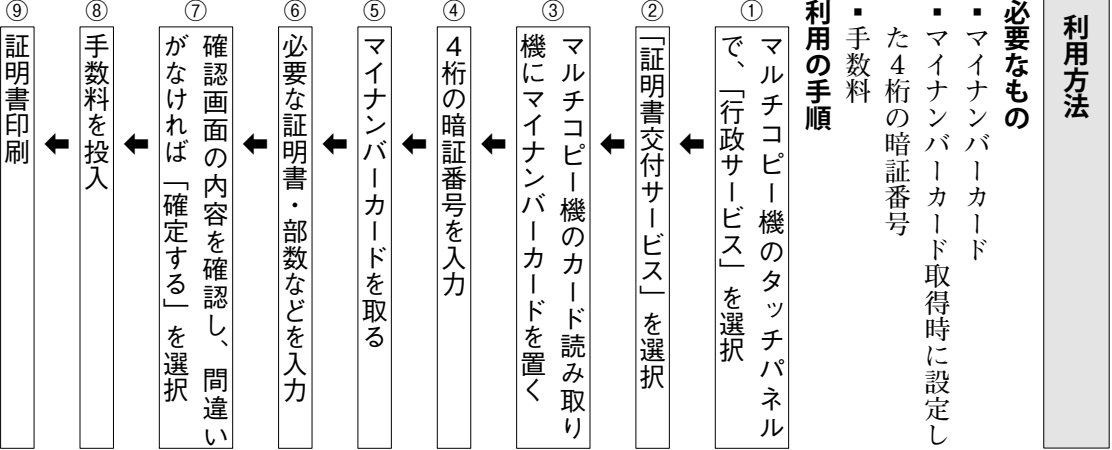
これまで市役所窓口で交付していた各種証明書が、7月1日からコンビニエンスストアでも取得できるようになります。お手持ちのマイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機から、証明書を取得できます。

コンビニ交付の概要

- 利用開始時期 7月1日(土)から
 - 利用可能時間 6時30分～23時
 - ※12月29日～1月3日を除く。
 - 取得可能な証明書
 - 住民票の写し
 - 印鑑登録証明書
 - 手数料 300円
 - 利用可能な店舗
 - コンビニエンスストアをはじめ、マルチコピー機を設置しているお店。(全国約5万6千店舗)
- 注意点**
- 手数料の免除規定に該当する人も、コンビニ交付の場合は手数料が必要です。
 - 証明書を誤って取得した場合でも、返金や差し替えはできません。

こんなメリットがあります!

- 突然必要になった場合でも、すぐに取得が可能。
- 市役所開庁日に来庁できない人も休日・夜間に取得が可能。
- お出掛け先でも取得が可能。
- タッチパネル操作で、申請書の記入が不要。



暗証番号の入力を連続3回間違えると、ロックがかかり、利用できなくなります。(ロックの解除については、本人が市民生活課または各支所市民生活係へお越しください)

インターネットでも行政手続きが行えます!

インターネットを利用して、子育て・介護関係の申請を行うことができます。スマートフォン、パソコンなどで簡単に手続きできますので、ぜひご利用ください。

手続き方法

スマートフォンやパソコンから「ぴったりサービス」へアクセスしてください。希望する手続きを選択することで、申請を行います。

ぴったりサービスへのアクセス

ブラウザで「ぴったりサービス」と検索するか、次のURLへアクセスしてください。

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/
https://myna.go.jp/SCK1501_02_001_Init.form

開庁時間の延長と土・日曜日の臨時開庁

開庁時間内にマイナンバーカードの受け取りが難しい人のために、市役所を臨時開庁します。

ただし、マイナンバーカードに関する対応に限定しますのでご注意ください。利用を希望する人は、前日までに予約を行ってください。(予約がない場合は開庁しません)

臨時開庁時間

▼毎週水曜日 17時15分～19時
 ▼6月17日(土)・25日(日) 8時30分～12時